

大分市告示第414号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、
特定有害物質によって汚染されている区域を、次のとおり形質変更時要届出区域
に指定する。

2024年（令和6年）7月1日

大分市長 足立 信也



1. 指定する区域

別図のとおり（大分市大字松岡字長尾925番11）

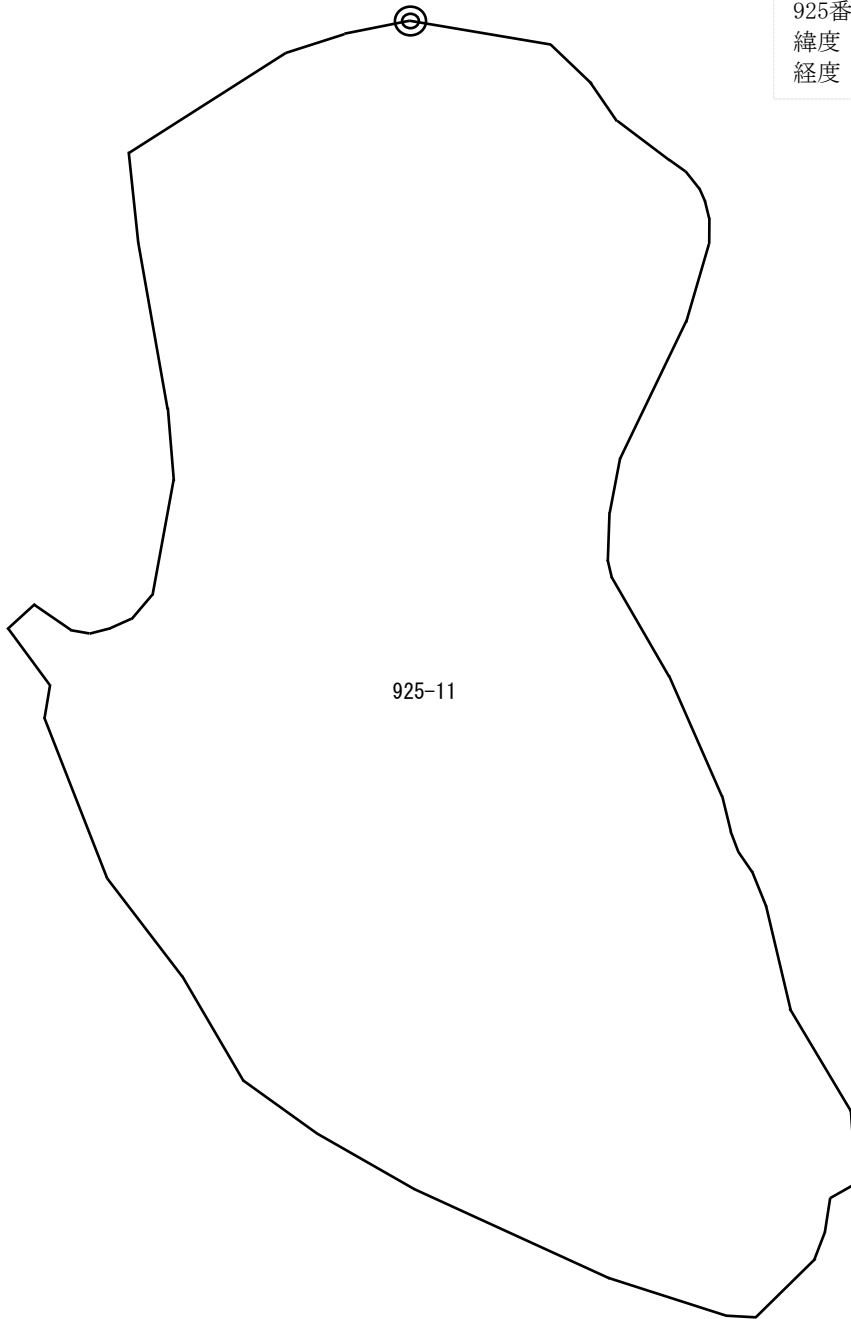
2. 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準
に適合していない特定有害物質の種類

クロロエチレン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、
1,2-ジクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、ジクロロメタン、テトラクロロ
エチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレ
ン、ベンゼン、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、
水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその
化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物、シマジン、チオベンカ
ルブ、チウラム、ポリ塩化ビフェニル並びに有機りん化合物

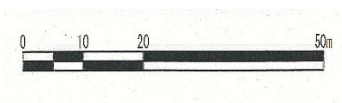
3. 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第2項の基準
に適合していない特定有害物質の種類

カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその
化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ
素及びその化合物並びにほう素及びその化合物

別 図



< 起点 >
起点は、大分市大字松岡字長尾
925番11の最北端とする。
緯度 33度10分52.44858秒
経度 131度38分38.84051秒



< 凡例 >
◎ 起点
□ 形質変更時要届出区域